

購入者は、特に第 11 条の規定に注意してください。

1. 適用範囲。

- 1.1 本販売契約（以下「**本契約**」）は、Greene, Tweed & Co., Japan（以下「**販売者**」）が注文確認書（以下に定義）に記載された購入者（以下「**購入者**」）に商品（以下「**商品**」）を販売する際に適用される唯一の契約です。購入者と販売者は総称して「**両当事者**」といい、個別には「**当事者**」といいます。
- 1.2 添付の注文確認書（以下「**注文確認書**」）および本契約（総称して、本「**契約**」）は、両当事者間の完全な合意を構成し、すべての事前または同時期の了解、合意、交渉、表明および保証、ならびに書面および口頭によるやり取りに優先します。本契約は、購入者が注文書または当該条件を提出したかどうか、または提出した時期にかかわらず、購入者の一般購入条件に優先します。販売者は購入者の一般購入契約を明示的に拒否し、購入者の注文の履行は購入者の契約の承諾するものではなく、また本契約の変更または修正を意味するものでもありません。購入者による注文確認書の承諾（購入者が注文確認書の受領後5営業日以内に書面で異議を申し立てない場合、承諾したものとみなされます）は、商品購入の前提条件であり、注文確認書に明示的に組み込まれている本契約の承諾として機能します。本契約に異なる定めがある場合でも、両当事者が署名した商品の販売に関する書面による契約（以下「**基本契約**」）が存在する場合は、本契約と矛盾する範囲において基本契約が優先するものとします。第2.1条に定める場合を除き、購入者は注文確認書に記載された配達日から30日以内に商品の注文の変更またはキャンセルを要求することはできません。さらに、購入者は、受注生産品に関する注文書について、当該注文書が対象商品の生産リードタイムに入った後は、その全部または一部を取り消すことはできません。

2. 価格、支払契約。

- 2.1 販売者が提示する商品の価格（以下「**購入価格**」）には、あらゆる税金、政府当局が課すあらゆる種類の関税および料金、送料、手数料、保険、梱包、箱詰め、返却可能または再利用可能な容器、破損または紛失した工具の費用、および罰金（以下、総称して「**追加料金**」という）は含まれません。商品の価格は、さまざまな要因（原材料費や人件費などを含むが、これらに限定されない）によって変動するため、事前の見積もりが必要となります。本商品は、販売者が購入者に対して明示的かつ明確に書面で割引を提供しない限り、割引の対象とはならないものとします。購入価格は、注文確認日から60暦日以内に販売者が出荷を予定している商品に適用されます。販売者が注文確認日から60暦日以降に出荷を予定している商品については、出荷時の販売者の価格で請求されますが、材料費、人件費、その他の費用の増加により、価格が高くなる場合があります。当該価格調整が以前の価格の15%を超える場合、販売者は出荷予定日の少なくとも30暦日前に購入者に通知し、購入者は当該通知から5暦日以内に、当該価格調整が適用される購入者の注文の一部をキャンセルすることができますが、購入者はキャンセルしなかった部分について引き続き責任を負うものとします。本契約に規定されている場合を除き、購入者は販売者の請求書の日付から30暦日以内に購入価格全額と追加料金を支払うものとします。本契約に基づくすべての支払いは米ドルで行われ、ACH送金によって行われます。販売者は独自の裁量により前払いを要求する権利を留保します。
- 2.2 その他の救済手段を損なうことなく、購入価格および追加料金の未払い額が期日までに全額支払われない場合、購入者は、期日から全額支払いまで、(i) 未払いの購入価格（および追加料金の増加分）および/または追加料金の合計額の月利1.5%の利息を追加で支払うものとします。利息は毎月複利で計算されます。購入者は、販売者に対し、弁護士費用を含むがこれに限定されない、支払遅延またはその利息の回収にかかったすべての費用を払い戻すものとします。本契約または法律に基づいて販売者が利用できるその他のすべての救済手段（販売者は本契約に基づく権利の行使によってこれを放棄しない）に加えて、購入者が本契約に基づく支払期日に金額を支払わず、その不履行が書面による通知後5営業日間継続した場合、販売者は商品の引渡しを停止することができるものとします。販売者の単独の裁量により、購入者の財務状況が本契約に規定された契約での商品の生産または出荷の継続を正当化しない場合、販売者は、その単独の裁量で、購入者からの完全にまたは部分的に未履行の注文またはその一部をキャンセルすることができ、および/または、引き渡されたすべての商品の即時支払いおよび/または引き渡されなかったすべての商品の全額または一部の前払いを要求することができます。購入者は、販売者の違反、破産、またはその他に関連するかどうかを問わず、販売者との間のクレームまたは紛争の相殺を理由として、支払われるべき金額の支払いを保留しないものとします。

- 2.3 本契約のいかなる規定にもかかわらず、販売者は、その独自の裁量で、請求書の送付日、出荷日、支払期日、および通知日を変更する権利を留保します。
- 2.4 通貨換算。すべての購入価格は米ドルで表示されます（「米ドル購入価格」）。購入者は、本契約に基づき支払うべきすべての金額を、(i) 米ドル、または (ii) 購入者の現地通貨（以下「現地通貨」）のいずれかで支払うことができます。購入者が現地通貨で金額を支払う場合、販売者の要求に応じて、現地通貨で支払われた金額（以下「米ドル相当額」）の米ドル相当額と、本契約に基づき米ドルで表示された債務額（以下「米ドル債務額」）の米ドル購入価格との比較による不足額（以下「不足額」）を支払うものとします。ただし、購入者は、対応する米ドル債務額の5%未満の不足額を支払う義務を負わないものとします。販売者は、現地通貨で支払われた金額の支払いを最初に受けた日のXe.Com為替レートで提示されたスポット為替レートを適用して、米ドル相当額を計算するものとします。明白な誤りがない限り、販売者による米ドル相当額および不足額の決定が管理されます。
- 2.5 注文書の受諾にかかわらず、販売者は、以下のいずれかに該当する場合、購入者に対し速やかに書面による通知を行うことを条件として、既に受諾した注文を取り消す権利を留保します。(a) 受諾後、注文の履行に必要な原材料のコストが、注文受諾時のコストと比較して15%を超えて上昇し、かつ、当該状況下において、その上昇により履行が商業的に実行不可能となる場合、または(b) 供給の予期せぬ途絶、生産施設の滅失、その他販売者の合理的な支配を超える事情により、注文された商品の製造または調達に商業的に実行不可能となる場合。本条項に基づく有効なキャンセルがあった場合、販売者は、キャンセルされた注文に対して購入者が支払済みの金額を、5営業日以内に返金するものとします。また、キャンセルされた注文に関しては、本取引条件に明示的に定められている場合または適用法令により要求される場合を除き、いずれの当事者もそれ以上の義務を負わないものとします。

3. 引渡し。

- 3.1 商品は、商品が入手可能であることを条件として、購入者の注文書受領後合理的な期間内に引き渡されます。販売者によって示された引渡日は、あくまでも推定であり、保証されるものではなく、出荷の変動や要件に左右されます。条件が販売者の独自の裁量で保証される場合は、販売者によって合理的な期間延長されることがあります。引渡しの時期は重要ではありません。
- 3.2 販売者が商品の引渡しを怠った場合、販売者の責任は、購入者が最も安価な市場で類似した品質の代替商品を購入する際に発生した費用および経費から商品の価格を差し引いた額に限定されるものとします。販売者は、商品の引渡しの不履行が不可抗力事由によって生じた場合、または購入者が適切な引渡し指示または商品の供給に関連するその他の指示を供給者に提供しなかった場合を除き、商品の引渡しの不履行について責任を負わないものとします。
- 3.3 注文確認書において販売者が書面で明示的に合意しない限り、すべての商品は、注文確認書に記載されているとおり、次のいずれかの方法で出荷されます。(i) 国内で販売された商品は、販売者の工場渡し（EXW）で出荷される場合があります、(ii) または販売者の工場渡し（FCA）の場合もあり、(iii) さらに、直送の場合には、購入者の注文書に記載された購入者の事業所または港での引渡し（DAP）となる場合があります。(i)、(ii) または (iii) に記載された場所を、本契約において「引渡地点」といいます。商品は、当該商品の梱包および出荷のための販売者の標準的な方法を使用して出荷されるものとし、購入者は、あらゆる運送業者および運賃の費用を支払うものとします。購入者は、商品が引渡地点に引き渡されたという販売者の書面による通知から5営業日以内に、商品の引渡しを受けるものとします。購入者は、すべての積載費用、ならびに引渡地点での商品の受領に合理的に適した機器および労働力の提供について責任を負うものとします。購入者は、保管料など、商品の適時の引渡しを受けないことに関連する費用を負担するものとします。
- 3.4 販売者は、独自の裁量により、責任や罰則を負うことなく、購入者に対して商品の分割出荷を行うことができます。各出荷は個別の販売となり、当該出荷が購入者の注文の全部または一部の履行であるかを問わず、購入者は出荷されたユニットの代金を支払うものとします。
- 3.5 注文確認書に記載された、または販売者が購入者に通知した、引渡地点から購入者までの輸送保険料（購入者が要求した場合）およびその他の配送料は、すべて見積料金です。出荷時または出荷時の実際の料金が前述の料金より多いか少ない場合、購入者は増加分を支払い、減少分の利益を受け取るものとします。法的に認められる最大限の範囲で、購入者は、商品の販売、購入、輸送、配送、保管、使用、

消費に関して、またはそれらに関連して販売者が支払うまたは徴収する必要がある、商品の配送時もしくは配送時以前に課せられた、現在有効であるすべての地方税および国際税（売上税、物品税、その他）を支払うものとし、当該税金は購入価格に加算されます。

3.6 法的に許容される最大限の範囲で、購入価格および追加料金に加え、購入者は、販売者が支払いまたは徴収する必要がある、商品の納品時または納品前に現在有効または課せられている、適用されるすべての地方税および国際税および関税を販売者に支払うか、または払い戻すものとしします。

4. **数量。**販売者が注文確認書に記載された数量より最大5%多いまたは少ない数量の商品を購入者に引き渡す場合、購入者は超過または不足を理由に商品またはその一部に異議を唱えるまたは拒否する権利を有さず、注文確認書に記載された価格を比例按分して支払うものとしします。

5. **所有権および損失のリスク、担保権。**

5.1 所有権および損失のリスクは、引渡地点での商品の引渡しと同時に購入者に移転します。販売者が引渡地点での出荷のために運送業者に商品を引き渡した時点で、すべての損失、損害およびその他の所有権のリスクは、下記第5.2条に規定された全額が支払われるまで、販売者の権利に従うことを条件として、直ちに購入者に移転するものとしします。商品の出荷が購入者によって遅延された場合、販売者が保有するすべての商品のリスクと費用は購入者が単独で負担するものとしします。

5.2 購入者が商品の購入価格および追加料金を販売者に支払うまで、購入者は (i) 商品が販売者の所有物として容易に識別できるよう、購入者が保有する他のすべての商品とは別に保管し、(ii) 商品上の、または商品に関連する識別マークや包装を除去したり、毀損したり、不明瞭にしたりせず、(iii) 商品を良好な状態に維持し、納品日から全額についてすべてのリスクに対して保険をかけ、(iv) 販売者が合理的に随時要求する商品および購入者の現在の財務状況に関する情報を販売者に提供するものとしします。

6. **検査。**

6.1 購入者は、商品の受領から5営業日以内（「**検査期間**」）に商品を検査するものとしします。購入者は、検査期間中に不適合商品（以下に定義）を書面で販売者に通知し、販売者が合理的に要求する書面による証拠またはその他の文書を提出しない限り、商品を受領したもののみとみなされます。「**不適合商品**」とは、出荷された製品が注文確認書に記載されたものと異なることのみを意味します。ただし、販売者は、購入者の注文で指定された商品と同等以上の品質で機能的に同等の商品を代替することができ、その代替品は「**不適合商品**」ではないものとしします。

6.2 購入者が適時に不適合商品を販売者に通知した場合、販売者は、独自の裁量で、(i) 当該不適合商品を適合商品と交換するか、(ii) 当該不適合商品の購入価格を、それに関連して購入者が実際に負担し、支払った合理的なサードパーティの送料および手数料とともにクレジットまたは返金するものとしします。購入者は、自己の費用と損失のリスクをもって、不適合商品を引渡地点まで出荷するものとしします。販売者が不適合商品を交換するオプションを行使する場合、購入者の不適合品の出荷を受領した後、購入者の費用負担と損失リスクで、交換された商品を引渡地点まで購入者に出荷するものとしします。

6.3 購入者は、第6.2条に定める救済措置が、不適合商品に対する購入者の唯一の救済措置であることを認め、これに同意するものとしします。第6.2条に規定されている場合を除き、購入者に対する商品のすべての販売は一方方向ベースで行われ、購入者は本契約に基づいて購入した商品を販売者に返品する権利を有しません。

7. **不可抗力。**販売者は、その単独の裁量により、本契約に基づく履行の全部または一部を終了、遅延または停止することができるものとし、本契約に基づく不履行または違反があったとはみなされないものとし、かかる終了、遅延、停止または本契約に基づく履行の不履行が販売者の支配を超えた状況（各「**不可抗力事由**」）によって引き起こされた場合、またはその結果として生じた場合、およびその範囲において、直接的、間接的、特別、偶発的または結果的な責任、遅延、損害または損失について責任を負わないものとしします。不可抗力事象には、天災、火災、爆発、悪天候、洪水、労働争議、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、ピケッティング、労働停止または減速、またはその他の産業騒乱、暴動、伝染病、パンデミック、または検疫制限、戦争、侵略、敵対行為（戦争の宣告の有無にかかわらず）、テロの脅威または暴動またはその他の市民の不安、運送業者の遅延、禁輸または封鎖、国家または地域の緊急事態、政府当局による措置または法律の要件（自発的または強制的、立法、行政または行政のいずれかにかかわらず）、通信の故障、停電または不足、倉庫または保管スペースの不足、輸送サービスの不十分さ、および販売者の制御が及ばないその他の事象が含まれますが、これらに限定されません。購入者は、本契約の完全かつ

完全な履行として、販売者がその状況下で本規約に従って引き渡すことができると判断した本商品の部分を受け入れるものとし、購入者はかかる引き渡し部分について責任を負うものとします。

8. 限定保証。

8.1 販売者は購入者に対し、(a) 商品の納品日から180暦日間（以下「**保証期間**」）、商品が対応する注文確認書に基づく出荷日時時点で有効な販売者の公表仕様に実質的に適合すること、および (b) 本契約に明示的に規定されている場合を除き、購入者がすべての負担および担保権から解放された商品の有効な所有権を取得することを保証します。

8.2 本条項に基づく保証は、商品が以下の状態にあった場合には適用されません。(i) 乱用、誤用、怠慢、過失、事故、異常な物理的ストレスまたは環境条件、販売者の指示に反する使用、または不適切なテスト、設置、保管、取り扱い、修理またはメンテナンスにさらされた場合、(ii) 販売者またはその権限を与えられた代表者以外の者によって再構築、修理または変更された場合、または (iii) 販売者が以前に承認していないサードパーティの製品、ハードウェアまたは製品と共に使用された場合。

8.3 本条項に基づく保証は、(a) 販売者が明示的に承認した販売店（「**販売店**」）、および (b) 商品の最初のエンドユーザー（(i) 当該商品を販売者から直接または販売店から直接取得し、(ii) 当該商品自体の再販を目的とせず、当該エンドユーザー自身の使用または当該エンドユーザーが製造する製品への組み込みのために当該商品を取得するエンドユーザー（「**エンドユーザー**」）にのみ適用されます。販売店またはエンドユーザー以外の個人または法人が取得した商品は、「現状有姿」で取得されたものであり、販売者の明示または黙示の保証は一切ありません。

8.4 購入者は、この限定保証の契約を、すべてのエンドユーザーおよび購入者が製品を引き渡し、またはその他の方法で商品を譲渡するすべての他のユーザーに通知するものとします。購入者は、この限定保証は、本第8条に規定されている場合を除き、購入者が販売または譲渡した商品に関しては無効となることを認め、これに同意するものとします。

8.5 保証期間後は、本保証に基づくいかなる訴訟も提起することができません。

9. 保証違反に対する購入者の唯一の救済手段。保証期間中、(a) 購入者は、保証請求の疑いを発見した後、または合理的な検査により発見できたはずの後（ただし、いかなる場合でも該当する保証期間の満了前）、書面にて速やかに販売者に通知するものとします。(b) 購入者は、通知日から3日以内に、自己の費用と損失のリスクで、該当する商品を配送地点に発送し、販売者による検査およびテストを受けさせるものとします。(c) 販売者の検査およびテストの結果、当該商品が本契約に定める限定保証に準拠していないことが販売者が合理的に納得できるほど明らかになった場合、販売者は独自の裁量で自己の費用負担で（購入者が本第9条を遵守することを条件として）、(i) 当該商品を修理または交換するか、(ii) 当該商品の購入価格から該当する割引、リベート、またはクレジットを差し引いた金額をクレジットまたは返金するものとします。(d) 販売者が修理または交換の選択権を行使する場合、販売者は購入者からの当該商品の出荷を受領した後、購入者の費用負担と滅失のリスクで、修理または交換された商品を引渡地点のFOBで購入者に出荷するものとします。購入者は、本第9条に定める場合を除き、商品を返品して修理、交換、クレジット、または返金する権利を有しません。本第9条は、第8条に定める限定保証の違反に対する購入者の唯一かつ排他的な救済と販売者の全責任を定めます。

10. 保証の免責事項。第8条に規定されている場合を除き、販売者は、商品が第8.1条に規定されている保証に従わないことに関して、購入者に対して責任を負いません。購入者は、本契約の第8条に特に規定されている場合を除き、販売者または販売者に代わって行われたその他の個人または団体による表明または保証に依拠していないことを認めます。

11. 責任の制限。

11.1 いかなる場合においても、販売者またはその代理人は、(a) 当該損害が予見可能であったかどうか、(b) 販売者が当該損害の可能性について知らされていたかどうか、および (c) 請求の根拠となる法的または衡平法上の理論（契約、不法行為その他）にかかわらず、本契約から生じる、または本契約に関連する、結果的、間接的、偶発的、特別、模範的、懲罰的、または強化された損害、逸失利益または収益または価値の減少について責任を負いません。

11.2 本契約から生じる、または本契約に関連する販売者の総責任は、契約違反、不法行為（過失を含む）またはその他に起因する、または関連するかどうかにかかわらず、請求の原因となった特定の商品について

販売者に支払われた総購入価格または100万ドルのいずれか低い方を超えないものとします。

- 11.3 第9条、第11.1条および第11.2条の制限は、合意された救済措置または購入者のその他の救済措置がその本来の目的を果たせなかった場合にも適用されます。
- 11.4 いずれの当事者も、本契約に基づく以下の責任を制限しません。(i) 当事者またはその従業員、代理人、下請業者の過失により生じた死亡または人身傷害、(ii) 詐欺または悪意ある虚偽表示、(iii) 不正行為、(iv) 重過失、または (v) 法律によって責任を制限することのできないその他の行為または怠慢。
12. **購入者のデフォルト。**本契約に基づいて提供される救済措置に加えて、販売者は購入者に対する書面による通知により、本契約を直ちに終了することができます。(A) 購入者が次の場合: (i) 本契約に基づき支払期日に金額を支払わない場合、(ii) 注文された商品の受領を拒否する場合、(iii) その他本契約の全部または一部を履行または遵守していない場合、(iv) 支払不能となり、破産を申し立てるか、破産、管財人による管理、更生または債権者利益のための譲渡に関連する手続きを開始するか、すでに開始している場合、(v) 事業を停止する場合、(vi) 購入者による商品の使用、所有、所有権または変更の結果として知的財産権を侵害する場合、または (B) 販売者が前述のいずれかの事象が発生した、発生している、または発生すると合理的に判断した場合 (条項 (A) または (B) のいずれかの事象、「**購入者の債務不履行**」)。さらに、本契約に基づいて提供されるその他の救済措置に加えて、購入者の不履行が発生した場合、販売者は、その独自の裁量により、販売者に対して費用または責任を負わずに、購入者が以前に注文した商品の全部または一部の出荷を拒否することができます。
13. **補償。**本条件に基づき販売者に認められるその他の救済手段に加えて、購入者 (以下「**補償当事者**」) は、購入者およびその役員、取締役、マネージャー、従業員、代理人、関係会社、承継人、ならびに許可された譲受人 (以下総称して「**被補償当事者**」) に対し、以下に定義されるあらゆる「損失」について、補償し、防御し、かつ無害に保つものとします。ここでいう「**損失**」とは、法的費用を含む弁護士費用、補償請求権の行使に要する費用、保険会社への請求手続きにかかる費用を含め、被補償当事者が被ったすべての損害、損失、負債、不足、請求、訴訟、判決、和解、利息、賞与、制裁金、罰金、費用またはその他一切の支出、ならびに被補償当事者の合理的な逸失利益を意味し、それが直接的または間接的に購入者に起因する場合を含みます。これらの損失は、サードパーティまたは被補償当事者からの以下のいずれかの主張 (以下総称して「**請求**」) に関連し、またはそれに起因し、もしくはそれから生じたものとします。(a) 補償当事者による、本契約におけるいかなる表明、保証、または誓約の違反または不履行 (購入者の契約違反を含むがこれに限られない)、(b) 補償当事者による、本契約に基づく義務の履行または購入者による商品の使用に関連して生じた、重大な過失またはより重大な過失行為 (軽率な行為または故意の不正行為を含む)、(c) 補償当事者の過失行為または不作為によって引き起こされた、いかなる個人の身体的傷害または死亡、または不動産または有体動産に対する損害、(d) 補償当事者による、適用される法令の重大な不遵守。本条項に基づく義務は本契約の終了後も存続するものとします。
14. **法律の遵守。**購入者は、その事業の運営、本契約、本契約に基づく購入者の義務の履行、および購入者の商品の使用に適用されるすべての法律を常に遵守するものとします。上記の一般性を制限することなく、購入者は、(a) 自己の費用で、商品の購入または使用に関連する事業を遂行するために必要なすべての認証、資格証明、ライセンスおよび許可を維持するものとし、(b) 出荷、使用またはその他の方法で、法律に違反する商品に関する活動または取引に従事しないものとします。
15. **品質、工程、工具、機器および設計。**すべての機器、金型、パターン、金型、ゲージ、タップ、治具、器具およびその他の工具、ならびに購入者が販売者から注文した商品を生産するために販売者が必要とし、生産し、または提供するすべての設計、図面、仕様書、技術文書およびその他の資料 (以下総称して「**工具**」という)、ならびに工具に関する特許、著作権、商標およびその他の知的財産権は、工具に関する費用が発生するかどうかにかかわらず、販売者の単独の財産であり続けるものとします。購入者は、いかなる方法においても、いかなる工具に関する権利、権原または利益を売却、譲渡または移転することはできません。いかなる場合においても、所有権の有無にかかわらず、販売者は、(i) 自ら工具を入手し、修理または交換する責任、または (ii) 購入者が商品を最後に注文してから3年を超えて工具を維持する責任を負わないものとします。販売者は、注文確認書に記載された販売者の製品仕様に従って、商品を提供するものとします。販売者は、変更の実施時において商品が製品仕様への適合を維持する限り、購入者への事前通知なく、設計、製造、工程、製造拠点、および/または原材料の変更を含め、商品に必要な変更を加える権利を留保します。**秘密保持。**仕様書、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、営業活動、顧客リスト、価格設定、割引、またはレポートを含むがこれらに限定されない、販売者から購入者に開示されたすべての非公開、機密または専有情報は、口頭で開示されたか、書面、電子、またはその他の形式またはメディアで開示またはアクセスされたかどうかにかかわらず、また本契約に関連して「機密」とマーク、指定、またはその他の方法で識別されたかどうかにかかわらず、本契約を履行するためにのみ使用される機密であり、事前に書面で販

売主から許可されない限り、開示または複製することはできません。売主の要求により、買主は売主から受領したすべての書類およびその他の資料を速やかに返却するものとします。売主は、本条項の違反に対して差止救済を受ける権利を有するものとします。本条項は、以下の情報には適用されません。(a) 公知であるもの、(b) 開示時に買主に知られているもの、または (c) 買主がサードパーティから非機密ベースで正当に取得したもの。売主が本契約の対象となる商品を買主に提供した、または提供する契約を結んだという事実は、本項に定める制限の対象となる「機密」情報です。売主は、売主の単独の意見で買主に関連する「ノウハウ」(以下に定義)を随時買主に提供することができます。これには、商品の適用に影響を及ぼすすべての関連するエンジニアリングの変更および現在の開発が含まれますが、これらに限定されません。「ノウハウ」とは、請求書、見積書、提案書および推奨事項を含むがこれらに限定されない、商品の販売に関連する顧客の特定、用途、マーケティングデータおよび販売技術を意味します。また、売主が買主に対し、材料の選択、設計、共同セールスコールへの参加など、顧客の問題に関する技術的な相談を提供する場合、そのような相談の内容は「ノウハウ」となります。

17. **販売店の規定。** 買主が売主の販売代理店として行動する場合、売主が書面で別段の明示的同意をする場合を除き、また上記のいかなる反対の規定にもかかわらず、本第17条の規定が本契約の他の規定に加えて適用されるものとします。

17.1 買主は、いかなる商品の独占的販売店でもないものとします。

17.2 買主の販売地域(「地域」)は、売主が独自の裁量で指定するものとします。

17.3 買主はいかなる割引も受けないものとします。

17.4 買主は、売主から購入し、買主が販売した商品の前月の正味販売額(「販売報告書」)を書面で売主に提出するものとし、その売上高は、売主がその月の15日までに、またはその後の最初の営業日に受領しなければなりません。販売報告書には、商品の数、商品の米ドルでの価値、販売が行われた顧客と場所が記載されるものとします。買主はまた、前月に販売された商品の販売報告を裏付ける販売請求書の写しを売主に提出するものとし、その写しは当該月の終了後30日以内に売主が受領する必要があります。

17.5 売主は、顧客が日本に所在する支店または子会社に商品を引き渡すよう注文した場合、契約地域内に所在する顧客に直接販売する権利を留保します。売主が請求し、顧客が支払うこれらの種類の販売に関して、買主は販売手数料を受け取る権利を有しないものとします。

17.6 その他の権利に加え、売主は、独自の裁量により、理由を問わず、いつでも随時、(i) 出荷前または出荷後に価格、保証条件、販売または出荷契約、販売またはその他のポリシーまたは慣行を設定または変更する権利、(ii) すべての商品または一部の商品に関して買主からの注文を拒否する、または買主から以前に受け入れた注文に応じる権利、(iii) 商品の製造を中止または一時停止する権利を留保します。

17.7 売主は、商品に関する価格、販売、保証または出荷条件、販売方針または販売慣行、注文のキャンセルまたは変更、代替品の変更について、買主に適時に通知するよう合理的な努力を払うものとします。一方、買主は、買主の管轄地域内の影響を受ける顧客に当該事項を速やかに通知し、影響を受ける顧客にとって変更が受け入れ可能かどうかを売主に速やかに通知するものとします。

17.8 買主は、対象地域内での商品の販売、マーケティングおよび販売促進、それによる新規顧客の獲得、および既存の顧客関係の維持に最善を尽くすものとします。

17.9 買主は、売主が書面で明示的に許可しない限り、売主に代わって金銭を回収または受領しないものとします。

17.10 売主は、売れ残った商品または販売中止となった商品を買戻す義務、または買主に補償する義務を負わないものとします。

17.11 さらに、買主は、以下の各事項に同意するものとします。(i) 地域内で商品の注文および販売を熱心に誠実に獲得するために必要なすべてのことを行うこと、(ii) 売主のすべての販売およびその他のポリシーと慣行を遵守すること、(iii) 売主の社名および売主または商品に関連するすべての商標または商号の使用および表示に関する売主の書面による指示およびポリシーを遵守すること、(iv) 販売訪問レポート、連絡レポート、顧客からの問い合わせ、顧客からの苦情やクレーム、見込み客リスト、見込み客プロフィール、市場レポート、市場アップデート、売上予測、請求書のコピー、見積書、問い合わせ、サンプル依頼、その他、販売地域内での売主の商品の販売および適用に関連するデータ、情報、ノウハウなど、商

品または販売者が製造するその他の製品について顧客および見込み客に関して買い手が行ったすべての販売および販促活動を説明する完全かつ正確な書面による記録を保持すること、および、販売者の要求に応じて、または販売者が随時確立する報告スケジュールに従って、そのようなすべての記録および資料のコピーを販売者に提供すること、(v) 購入者の事業活動の実施に要するすべての費用に責任を負い、支払うこと、(vi) 購入者またはその従業員による自動車の運転から生じるあらゆる人的または財産的損害について、発生または事件ごとに総額 100 万米ドル(\$1,000,000) 以上の賠償責任補償を提供する自動車保険、および (b) 商品に関して、あらゆる人的または財産的損害について総額 100 万米ドル(\$1,000,000) 以上の補償を提供する包括的な製造物賠償責任保険を維持し、販売者の要請に応じて、かかるすべての保険証券の現物または覚書のコピー、またはかかる保険の存在を証明するものとして販売者が満足するその他の文書を販売者に提出すること。(vii) 購入者またはその従業員もしくは代理人による本契約に基づく義務の履行に関連する実際の過失または過失の結果として販売者が被った、または負った、弁護士費用を含むがこれに限定されない損失、損害または責任から販売者を補償し、免責すること。本第17.11条に概説される補償は、本契約の終了後も存続するものとします。

17.12 購入者の販売代理店権（以下「**販売代理店権**」）は、本契約に定める方法により終了するまで継続するものとします。販売代理店契約は、販売者が購入者に対して60日以上前に書面で通知することにより、理由を問わずいつでも解約することができます。さらに、いずれの当事者も、(i) 当該他方当事者が事業活動の全部または実質的に全部を停止した場合、(ii) 当該他方当事者が本契約に基づく義務のいずれかに重大な違反または重大な不履行を犯し、当該違反または不履行の書面通知を受領してから10日以内に当該違反または不履行を完全には是正または是正しない場合、(iii) 当該他方当事者が、解除当事者に損害または不利益をもたらす、またはもたらすことを意図した故意の行為を行った場合、(iv) 当該他方当事者が、解除当事者の費用または不利益で当該当事者に重大な利益、私的利益、またはその他の個人的利益をもたらす、またはもたらすことを意図した不適切な作為または不作為を行った場合、(v) 当該他方当事者が破産を申し立てたか、破産宣告を受けた場合、(vi) 当該その他の当事者が、自己の財政状態の再編成もしくは再構築のために破産裁判所もしくはその他の場所で自己もしくはその当事者に対して何らかの手続きを開始し、もしくは開始させた場合、または支払不能のため自己の資産もしくは財産の管理人を選任した場合、もしくは債権者のために一括譲渡を行った場合。購入者が個人である場合、販売店契約は、購入者の死亡により直ちに終了するものとします。いずれかの当事者が理由のいかんを問わず販売店契約を解除した場合、販売者は、有効な解除日以前に購入者に出荷された商品を購入者から買い戻すことができるが、その義務は負わないものとし、また、解除の通知がなされた日以後に購入者または購入者の顧客に商品を出荷することができるが、その義務は負わないものとします。

18. **国際貿易。**

18.1 上記の一般性を制限することなく、購入者は、本商品が、適用される輸出管理および制裁に関する法律および規則（米国によって管理される制裁規則を含むがこれに限定されない）の対象となることを了承します。米国財務省外国資産管理局（OFAC）、米国が管理する輸出管理規則米国商務省産業安全保障局（BIS）、米国が管理する国際武器取引規則國務省防衛貿易管理局、英国の2002年輸出管理法および2008年輸出管理命令、欧州委員会が発行した制裁規則、EUの二重用途規則、日本の外国為替および外国貿易法（1949年法律第228号）およびその関連規則（総称して「**輸出管理および制裁に関する法律**」）。購入者は、輸出管理および制裁に関する法律を遵守するものとし、購入者の事業を継続するために当該法律の下で必要とされる政府の認可を取得することを含め、購入者のみが当該法律の遵守を確保する責任を負うことに同意します。

18.2 購入者は、販売者の販売代理店として行動する限りにおいて、その顧客が、包括的、政府全体、または広範なセクター制裁の対象となる国または地域（現在、ベラルーシ、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シリア、ベネズエラ、およびウクライナのクリミア、ドネツク人民共和国、ルハンスク人民共和国、ヘルソン、ザポリージャ地域）に、直接的または間接的に、商品の輸出、再輸出、譲渡、使用、販売、再販、またはその他の取引を行わないようにするものとします。また、OFACの特別指定国民および資産凍結対象者リスト、BISの取引禁止対象者リストまたはエンティティリスト、英国に指定されている個人または団体に、商品の輸出、再輸出、譲渡、使用、販売、再販、またはその他の取引を行わないようにするものとします。制裁リスト、英国の金融制裁対象者統合リスト、EU統合制裁リスト、国連安全保障理事会統合制裁リスト、またはこれらによって50%以上所有または管理されている団体。

18.3 購入者は、販売者が輸出管理および制裁法に違反する原因となるような行為を行ってはならず、購入者が本第18条を遵守しなかった結果として販売者が被った罰金、損失、責任から販売者を保護し、補

償し、免責するものとします。

- 18.4 購入者は、購入者が本第18条に従わなかった場合、速やかに販売者に通知するものとします。かかる不履行は、本契約の重大な違反を構成するものとします。販売者は、購入者が本第18条のいずれかの部分を遵守していないと考える場合、または当該注文の入力または履行が輸出管理および制裁法の違反につながると考える場合には、その独自の裁量により、注文の入力または履行を拒否し、注文を取り消す権利を留保します。

19. **その他。**

- 19.1 本契約の条項の販売者による放棄は、書面で明示的に規定され、販売者が署名しない限り、有効ではありません。販売者が本契約から生じる権利、救済手段、権限、または特権を行使しなかった場合、または行使が遅れた場合であっても、それらの権利、救済手段、権限、または特権を放棄したものとはみなされることはありません。販売者による本契約に基づく権利、救済、権限、または特権の単独または部分的な行使は、販売者によるその他のまたはそれ以降の行使、またはその他の権利、救済、権限、または特権の行使を妨げるものではありません。
- 19.2 購入者は、販売者の事前の書面による同意なく、本契約に基づく購入者の権利、利益、または義務を譲渡、移転、委任することはできません。本条に違反する譲渡または委任と称する行為は無効です。いかなる譲渡または委任も、本契約に基づく購入者の義務を免除するものではありません。
- 19.3 当事者間の関係は、独立した請負業者の関係です。本契約に含まれるいかなる内容も、両当事者間に代理店、パートナーシップ、合併事業、またはその他の形態の共同事業、雇用、または受託関係を生じさせるものとして解釈されるのではなく、いずれの当事者も、いかなる方法においても、他方の当事者のために契約し、または他方の当事者を拘束する権限を有しないものとします。
- 19.4 本契約は、本契約の両当事者のみに利益をもたらします。
- 19.5 両当事者は、本契約の履行に関連して適用されるデータ保護に関する法律および規制を遵守するものとします。これには、次のものが含まれますが、これに限定されません。(i) 2018年欧州連合（離脱）法第3条に基づきイングランドおよびウェールズの法律の一部を構成するEU規則2016/679（以下「英国GDPR」という）、(ii) 2018年データ保護法、(iii) 2003年プライバシーおよび電子通信（EC指令）規則、および (iv) 日本の個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）およびその関連規則。
- 19.6 購入者は、直接であるかサードパーティを通じてであるかにかかわらず、その人物が悪用する目的で、またはその人物が、地位、仕事、契約、その他有利な決定を得るために、その人物の実質的または想定される影響力を違法に利用する目的で、その人物自身または他者のために、贈答品や便宜を申し出たり、約束したりしてはなりません。購入者は、有利な決定を下したり、取得したりする目的でその影響力を不正に使用するために、いかなる種類の申し出、約束、贈与または利益も自らのために求めたり、受け入れたりしてはなりません。上記に限定することなく、購入者は、本契約を締結するにあたり、禁止行為を行っていないことを保証します。「禁止行為」とは、2010年贈収賄法第1条、第2条、第6条または第7条に記載されている行為であって、これらの条項の1つ以上に基づく犯罪を構成するか、構成する可能性のあるもの、または日本の刑法(1907年法律第45号)および日本の不正競争防止法(1993年法律第47号)を含むがこれらに限定されない適用可能な贈収賄防止法の下で犯罪を構成する可能性のある行為を意味します。
- 19.7 購入者または下請業者（または下請業者に雇用された者または下請業者に代わって行動する者）またはその代理人または株主が禁止行為を行った場合、販売者は購入者に対して責任を負うことなく直ちに本契約を解除することができます。
- 19.8 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、異なる法域の法律が適用されることになる抵触法の規定には影響を与えません。
- 19.9 本契約のいずれかの規定を実施するために法的措置をとる前に、両当事者は、本契約に関連して生じるすべての請求または紛争を、各当事者の上級管理職による誠実な交渉によって解決するよう努めるものとします。本契約に関連するすべての請求または紛争は、第16条の秘密情報規定の違反を除き、その時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則に従って、1名の独立した公平な仲裁人によって仲裁に付託され、最終的に解決されるものとします。仲裁地は英国ロンドンとし、仲裁は英語で行われるものとします。この規定に基づく仲裁人の報酬、費用および経費は、各当事者が平等に負担するものとします。ただし、各当事者は、自己の代理費用を負担するものとします。

- 19.10 すべての通知は書面で行われ、注文確認書の表面に記載されている住所、または当事者が書面通知で指定するいずれかの当事者のその他の住所に当事者宛に送付されるものとします。すべての通知は、全国的に認知された翌日配達宅配便、または配達証明付き郵便もしくは書留郵便（いずれの場合も、受領証の返送を要求）で配達されなければなりません。
- 19.11 本契約のいかなる条項または規定も、いずれかの法域において無効、違法、または強制力がないと判断された場合であっても、その無効性、違法性または強制不能性は、本契約の他の条項または規定には何ら影響を及ぼさず、また他の法域において当該条項または規定が無効または強制不能となることを意味するものではありません。
- 19.12 本契約の制限およびその他の規定に従うことを条件として、(a) 本契約に含まれる両当事者の表明および保証は、本契約の満了またはそれ以前の終了後も存続するものとします。(b) 本契約の第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、および第19条、ならびにその意図を適切に実施するために、かかる満了または終了後も存続すべきその他の規定は、本契約の満了または終了後も存続するものとします。